

テーマ：債権法改正と破産手続

債権譲渡後の譲渡人の破産

- (1) 令和2年の改正債権法の施行により、破産手続において最も影響が出ているものが、債権譲渡である。すなわち、改正債権法は、譲渡禁止特約などの制限付き債権も譲渡可能とした（但し、第三債務者は権利供託できる。民法466条の2）。このような処理は、譲渡人につき破産手続が開始された場合でも同様とされ、譲受人のみが供託金を受領する権限を有するとされている（民法466条の3）。
- (2) このような前提によっても、債権譲渡そのものを否認権（破産法160条以下）の対象となりうるが、事前に、債権特例法の登記などによって対抗要件を具備しておけば、譲渡制限債権も、破産管財人に対抗しうる担保価値を有することになる。

その他の債権法改正による影響

- さらに、破産手続に対する債権法改正の影響としては、下記の各点にも留意を要する。
- ① 貸金等以外の債務を被担保債権とする個人根保証についても、債権法改正により、保証人が破産手続開始決定を受けたときに元本が確定することとなった。
 - ② 請負契約については、改正民法では、注文主につき破産手続開始決定がなされたときでも、仕事の完成後は、請負人は解除できないとされた（民法642条1項但書）。この場合、既にした仕事の報酬については配当加入しうるとされており（同条2項）、仕事の完成後引き渡し前であれば、商事留置権を行使できることになる。なお、管財人から解除がなされた場合には（同条3項）、当該解除による損害は財団債権となる。
 - ③ 債権の消滅時効との関係では、従来、破産手続その他の倒産手続の開始は時効中断事由とされていたが、破産手続が終了するまでの時効完成猶予事由となった。
 - ④ 民法上の詐害行為取消権（民法424条以下）については、従来、破産法上の否認権と平仄が一致していなかったが、詐害行為取消権が否認権に準じる形でその要件が明確化された。
 - ⑤ 消費貸借については、書面による諾成的消費貸借が認められたことから（民法587条の2）、破産手続開始決定があったときは、諾成的消費貸借は当然にその効力を失うとの規定が設けられた（同条3項）。

実務上の留意点

以上のとおり、債権法改正は破産手続に少なからぬ影響を与えているが、以上のほかにも、第三者弁済がなされた場合に、弁済による代位の効果として、代位者は破産手続においても優先権を主張できるか、など解釈に委ねられている問題もあり、債権法改正が破産手続に与える影響については、今後も注視が必要である。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.96 は、「人的資本の開示」(22C36)の予定(2022/11発行予定)としております。

以上